別紙１

○○○高等学校　文化部活動に係る方針（見本）

１　目標

　（１）部活動は、学校教育の一環として実施する。

　（２）「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。

　（３）各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。

（４）各部活動の実態に応じ、休養期間を明確にして活動する。

（５）顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

２　活動について

　①休養日：原則として、週末のいずれかを含む週１日以上とする。

　　　　　　　※別紙「活動計画表」参照

②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は３時間程度、学校の休業日は４時間程度とする。（朝練習を行う場合の時間も含む）

③参加する大会：原則として、県高文連主催、共催の大会とする。

その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。

　④その他　・試験の１週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。

　　　　　　・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、各部活動の実態に応じ、ある程度の休養期間を設ける。

　　　　　　・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

３　部の運営について

　（１）体罰等、不適切な指導の禁止について

　　　・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

　（２）保護者との連携・協力について

　　　・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。

・必要に応じて、保護者会を開催する。

　（３）熱中症等による事故防止について

・猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。